## 長久手市病児·病後児保育助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、長久手市が実施する病児・病後児保育を利用した保護者 に対する経済的な支援を目的とし、助成金の支給に必要な事項を定めるもの とする。

(助成対象者)

- 第2条 助成対象となる者は、長久手市に住民登録があり、次の各号のいずれかに該当する者とする。
  - (1) 市民税非課税世帯、ひとり親世帯又は生活保護受給者世帯に属する者
  - (2) 同一世帯において、病児・病後児保育を同日に二人以上利用した者 (助成金額)
- 第3条 助成金額は、次のとおりとする。
  - (1) 前条1号に該当する者 利用料の全額
  - (2) 前号2号に該当する者 利用した子どものうち、出生の早い順から数えて二人目以降の利用料の全額。ただし、一番出生の早い子どもと二人目以降の子どもの利用料が異なる場合は、一番出生の早い子どもにかかる利用料を上限とする。

(受給資格の認定申請)

第4条 助成金の支給を受けようとする者は、長久手市病児・病後児保育助成金交付申請書(様式第1号)に、領収書を添えて、市長へ提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第5条 市長は前条の申請書の提出があったときは、その内容を速やかに審査 し、決定事項を長久手市病児・病後児保育助成金交付決定通知書(様式第2 号)により通知するものとする。

(申請期限)

第6条 申請できる期限は、病児・病後児保育を利用した日の属する年度の末 日までとする。

(助成金の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正な手段により助成金の支給を受けた者がある と認めたときは、既に支給した助成金の全部又は一部を返還させることがで きる。

(受給権の譲渡等の禁止)

第8条 助成金の支給を受ける権利は、他人に譲渡し、又は担保に供することができない。

(報告)

第9条 市長は、助成金の支給に関し必要と認めるときは、申請者から報告を 求めることができる。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。 附 則

この要綱は平成30年4月1日から施行する。